

「新しい生活様式」を踏まえた音楽科の学習指導について(中学校)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限留意しつつ、学習指導要領に示された音楽科学習指導の方法や評価の方法、指導上の留意点等について考えてみました。

R2.5.26 改訂 札幌市教育委員会「札幌市における教育活動のガイドライン」(以下市教委ガイドライン)より **札幌市は現在「レベル2」と判断 文科省「学校の新しい生活様式」(2020.5.22Ver.1)による**

2 学習指導に関すること

(1)各教科等の指導における感染症対策に関すること

※(★)は特にリスクが高い活動

(中略)

- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)

上記の文において、留意するのは、「室内で…近距離で行う」ということであり、とりわけ生徒同士が近距離で行うことによって感染のリスクが高くなることを示している。

また、校長会からの「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した『学校の新しい生活様式』対応例集(市教委監修)では、以下の内容が紹介されている。

- 1学級を2つに分け、第1音楽室、第2音楽室の2室を同時に使用する。
- 6月からの2週間は室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏は行わない。
- できるだけ個人の教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしない。
- 使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- 鑑賞、発声や器楽を伴わない創作など、感染リスクの低い題材から指導する。
(以下、感染状況が良好になった場合の例)
- 教師と生徒(1名)が向かい合わないポジションに立ち、十分な距離をとって歌うなどして、担当の声部を決めることも考えられる。
- 換気を十分に行い、各パート(10名未満)が間隔をとって、旋律をハミングで歌うことは可能。

それらをもとに、以下の学習環境等に留意した「新しい生活様式」を踏まえた音楽科の学習指導が可能であると考えられる。

1 音楽室の環境

- 外窓を可能な範囲で開ける。
- 廊下側のドアは可能な範囲で開放する。
- 生徒の間隔を**最低1m**とり、座席を指定し、立ってなどの活動では、床面に目印となる標示をするなどして、生徒間の距離を可能な範囲でとり、密にならないようにする。
- 学年合同での音楽指導は、換気が可能な、音楽室よりも広く、生徒の間隔を担保できる場所で行う。
- 使用後(その日の最後)には、使用した机、椅子、楽器類の消毒を行う。

2 生徒への事前・事後の指導等

- マスクを着用し、ハンカチ・ティッシュを携帯する。
- 深い呼吸を必要とするような、大きな歌声や、大きな楽器の音量を求めのではなく、きれいな歌声や音色、正しい音程を目指すように生徒へ促す。
- 学習中はマスクをしたまま、歌ったり、(リコーダーを演奏したり)する。
- 音楽室に入る前とあとに、必ず石鹸で丁寧に手を洗うことを徹底する。

3 学習指導要領の指導内容に関して

A 表現

(1)歌 唱

これは密！
距離をとって！



【歌唱の活動を行う上での留意点】

- 生徒同士が向かい合って歌う活動は、当面避けるようにする。
- マスクを着用したままの活動なので、大きな声量を求めず、小さな声(ハミングやルー、ラーなど)で、旋律を覚えたりする活動にとどめる。
- 階名唱(ドレミファ…で歌う)を積極的に取り入れることで読譜の習慣をもつ。
- 歌のメロディーを覚えたら、歌に合わせて音の高低の動きを手で上下させたり、指揮をしながら歌ったりする身体活動を取り入れることは、音の流れ(動き)をとらえるために有効である。
- 十分な時数を費やすことが、難しい状況にあることから難易度の高い合唱曲ではなく、共通教材を中心に学習を進める。
- 授業中は、表現の工夫について考え、その表現の工夫に基づいて家庭で歌ってみることを促す。
- 合唱活動は、レベル 2 の間は難しいと考える。(ハミングでの音とりや、教師と生徒が向かい合わない形でのパート決めなどは可能)
- ◎レベル2の中では、歌唱の評価としての「歌の実技テスト」は難しいと考える。今後の状況を見計らって、2学期以降の歌唱の学習活動の中で、方法を工夫して評価を行う必要がある。

国の定めた行動基準	歌唱活動の方向(十分な換気・マスク着用・児童間の距離を保持)
レベル3	一切行わない
レベル2	マスクの中で5分程度のハミング(ルー、ラーで歌う)をする。 ※歌詞で歌ったり、表現を工夫して歌ったりするような活動は当面、家庭で試すように促す。
レベル1	上記の活動や(★)の活動は感染症対策を行ったうえで実施可能

(2)器 楽(リコーダー・箏など)

【器楽の活動を行う上での留意点】

<リコーダー> レベル1以降

- 楽器の製造メーカー(トヤマ楽器製造)が飛沫に関する実証実験をしており、リコーダー演奏による飛沫の可能性はないことが証明されていることから、レベル1においては、通常にリコーダーを演奏することは可能と考える。
- マスクをしたまま、マスク下方からリコーダーの歌口を差し入れて演奏する。
- 使用中や使用後に、むやみに振り回すことのないよう、事前指導を十分にしておく。



- 演奏した後、机等に楽器を置く際は、楽器用のハンカチなど(ビニール袋に入れてきたもの)の上に置くよう指導を徹底し、活動が終わったら、そのハンカチで水分の始末をする。(そのための時間をとる)
 - 使用したハンカチなどは、ビニール袋に入れて持ち帰らせ、家庭で必ず洗濯をするようにする。
- 生徒同士、兄弟姉妹も含めて貸し借りはしない(教師用も含めて)。

＜箏など楽器を共有する場合＞

- 生徒同士が向かい合って演奏する活動は、当面避けるようにする。
- 使用したものについては、授業後必ず消毒を行う。生徒は授業後に必ず手洗いをさせる。
- 器楽の活動として、ボディパーカッション(手を打ったり、ひざを打ったりする)を取り入れた授業が可能である。
- ◎歌唱同様「リコーダーの実技テスト」の実施についても、1学期中は難しいと考える。2学期以降の市内の感染の状況を踏まえて、評価の方法を工夫していく必要がある。
- ◎箏や打楽器については、学習指導要領の内容を踏まえ、感染症対策を十分に講じたうえで、適切な時期に評価資料として「実技テスト」を行うことは可能と考える。

国の定めた行動基準	器楽活動の方向(十分な換気・マスク着用・生徒間の距離を保持)
レベル3	ボディパーカッション
レベル2	打楽器や箏などを活用した器楽(使用後の消毒必須)、ボディパーカッション
レベル1	上記の活動や(★)の活動は感染症対策を行ったうえで実施可能

(3)創作 実践例は市教委「教育課程の手引き」(青い方)平成28年2月発行 参照

【創作の活動を行う上での留意点】

- 生徒同士が向かい合って演奏する活動は、当面避けるようにする。
- グループ活動は、生徒同士の距離が密にならないよう、注意喚起をする。
- 打楽器(共有を避ける)や、音具、身の回りのもの、手づくり楽器などで、リズムを決めて、交代で音を鳴らしたり、違うリズムを重ねたりするなどして音楽をつくる活動が可能。
- 一人一人の生徒の声を組み合わせて音楽をつくる「ボイスアンサンブル」や、ボディパーカッションを活用して、曲の一部を作曲するような活動も有効である。
- コンピュータ教室等のパソコンに音楽のソフトウェアがあれば、コンピュータによる創作を行う。(要消毒)
- ◎この「創作」の技能とは、「音楽をつくる技能」であり、指導した内容(言葉の抑揚にあった旋律、反復・変化・対照を使ったリズムや旋律等)ができているかが「表現の技能」として評価される。けっして作った音楽を流ちょうに演奏したり、楽譜が記譜できたりといった技能ではないことに留意すること。
- ◎歌唱や器楽がこれまで通りの活動ができない現状を考えると、「表現の技能」の評価は積極的に創作で評価していくことが考えられる。

国の定めた行動基準	創作活動の方向(十分な換気・マスク着用・児童間の距離を保持)
レベル3	ボディパーカッション
レベル2	打楽器や音具、手作り楽器などを活用した活動、ボディパーカッション
レベル1	上記の活動や(★)の活動は感染症対策を行ったうえで実施可能

A 表現に共通すること

これまで日常的に行ってきた、少人数や、グループでの音楽活動については、グループ内の生徒同士の間隔、グループとグループの間隔について、十分な距離をとった上で可能であれば実施する。

B 鑑賞(1) 題材配列を工夫し、表現活動がなかなかできないとすれば、鑑賞の題材を先に
【鑑賞の活動を行う上での留意点】

- 音楽を聴いて、想像したことについて発表したり、ワークシートなどに聴き取ったことと、感じ取ったことを書いたり、鑑賞した曲についての批評文を書いたりする活動をおこなう。
- 生徒のワークシートを交換させたり、教師が生徒の記述内容を紹介したりして、お互いに共有することなどを積極的に取り入れ、協働的な学びについても工夫する。

国の定めた行動基準	鑑賞活動の方向(十分な換気・マスク着用・児童間の距離を保持)
レベル3	前述の活動は行うことが可能
レベル2	前述の活動は行うことが可能
レベル1	従前にしていた活動(例えばグループ単位で体を動かして、曲想を感じ取るなど)も含めて前述の活動を行うことが可能

【共通事項】

様々な学習活動が制限されはするが、新学習指導要領で、【共通事項】として記述されている「音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したことのかかわりについて考えること」を大切にした授業を工夫することが求められる。また、「音楽を形づくっている要素およびそれらにかかわる用語や記号などについて、音楽における働きとかかわらせて理解すること」が求められていることから、題材の指導計画においては、どの生徒も、思考・判断のよりどころとなる音楽を形づくっている要素を精選し、思考力・判断力・表現力が身に付くようにする。

<音楽を形づくっている要素>

音色 リズム 速度 旋律 テクスチャ 強弱 形式 構成 など

4 題材配列などについて

これまで述べてきた学習指導の内容を考えると、まずは鑑賞領域から取り組み、徐々に表現領域の創作、「レベル1」の活動ができるようになった段階で、表現領域の歌唱や器楽へと進める題材配列を工夫することが求められる。

各学校における評価時期とのかかわりを考え、また、動画の利用やワークシートの活用など、家庭学習の内容との関連も意識しながら、学習活動を工夫していく必要がある。